

2012.04.13

外国公務員汚職防止法規の積極適用 —カナダ等の法務最新事情

今年の2月、カナダ西海岸ヴァンクーバーで行われた国際カルテル捜査への対応と題するアメリカ法曹協会主催の研究会に参加してきました。ちょっと恐ろしい題名の会議ですが、捜査当局が協力体制を取ってカルテルに対応している現状がよくわかり、とても役立つ研究会でした。ヴァンクーバーの街は、オリンピックを終えて一段落といった感じで、あまり活気があるようには見えませんでした。

そんなカナダで、活気づいているのが、外国公務員への贈賄の摘発です。米国、日本のこの分野の適用についても合わせご紹介しましょう。

外国公務員への賄賂禁止は、1998年のドイツでのOECD条約の締結後、ドイツや米国では積極的な法適用が為されてきた分野です。米国では前回のご報告以後も、**Foreign Corrupt Practices Act (FCPA)** 違反を理由に2011年9月にマリンホース事件で、2800万ドルの罰金が日本企業に課されましたし、ナイジェリア政府の公務員に対する4社合弁の企業の賄賂提供の事件で、昨年4月に2億1880万米ドル、本年1月に5460万米ドルの罰金がそれぞれ別の日本企業に対して課されました。2010年には、イギリスの防衛産業の会社に対し、米国で4億ドル、イギリスで4800万ドルのそれぞれ、罰金が課されています。イギリスのこの罰金は、昨年紹介させて頂いた **Bribery Act** の施行以前に課されたもので、同法の施行後の運用状況については、まだご紹介できるような新情報はありません。

日本のこの分野の法適用は、判決に至ったものとしては、フィリピン政府高官へのゴルフセットの提供、ベトナムホーチミン市の高官への約9000万円の贈賄事件しか見あたりませんが、昨年9月、鉄道事業に関してインドネシアの運輸省の幹部をゴルフ接待した日本企業に対して警視庁が捜査を進めているとの報道がなされており、遅ればせながら、法適用が少し積極化したようです。

カナダでは、1999年から **Corruption of Foreign Public Officials Act (CFPOA)** が施行されてきましたが、日本と同様にさしたる摘発もなく、約10年が過ぎていたようです。日本もまだ外国公務員への賄賂の摘発が、消極的な国として批判されていますが、カナダも同様の評価を受けてきた様です。

しかし、2009年の **Niko Resources** のケースでは、バングラディッシュ政府のエネルギー相に19万カナダドルのランドクルーザーが供され、NY、カルガリーへの飛行機代金等5000カナダドルが支払われた事件で、950万カナダドル（供された額の50倍）の罰金が課されました。また、インドの民間航空相の関係政治団体に25万カナダドルが支払われたという事件が今年の9月に公判が予定されているとのことでした。

2011 年末には同様の事件が 22 件捜査中だと、カナダ連邦警察の担当部署が述べているとのこと。

CFPOA では、会社の罰金については上限がなく、全ては裁判所の裁量にかかっています。個人には最大 5 年の拘禁刑が科されます。またこのような経済事犯についてもカナダでは時効がなく、法制定時まで遡っての法適用も可能です（同じく反トラスト法違反にも時効はありません）。

先に紹介した米国の FCPA では、外国企業で米国に拠点を持っていなくても、米国企業との共謀を理由に同法が適用される例があります（上記の 2 例ともそのような例と言えます）が、カナダでも外国企業に積極的に罰金が課されているかと言えば、上にご紹介したように、そのような意識はないようにも見受けられます。しかしイギリスの Bribery Act が外国企業であっても何らかのビジネスがイギリスであれば、同法の適用が為されるとの建て付けになっていること、外国公務員への汚職防止法規の積極的な適用が世界的な潮流となっていることからすれば、米国のように「共謀」という概念を用いて外国企業への積極的な法適用がなされるおそれもないとは言えません。

米国の FCPA 同様、合法的に支払えるいわゆる潤滑油的なもの（Facilitation Payment）は限られています。ルーティンワークに対してその実行を確実にするためのちょっとした支払いは Facilitation Payment になり得るようですが、新規の契約を得たり、何か新たな決定をもらうための支払いは、これに該当しません。外国の公務員がその義務を遂行するのに現地の法律で合法とされる場合だけは、賄賂に当たらないとの防御が可能だとされています。

この記事は、かつて一緒に仕事をしたカナダの Mcmillan 法律事務所からのメールマガジンの記事「foreign corruption compliance: should you have an anti-bribery compliance program?」（2012 年 3 月）を参考にさせて頂きましたが、文責は全て筆者にあります。

筆者 弁護士苗村博子 弁護士法人苗村法律事務所所長

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。